

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の五の十九第二項の規定により、指定障害児通所支援事業者から次のとおり事業を廃止する旨の届出がありました。

平成二十五年十二月二十七日

奈良県知事 荒井正吾

事業者の名 称	事業者の主たる 事務所の所在地	事業所の名 称	事業所の所在 地	障害児通所 支援の種類	廃止年月 日
特定非営利 活動法人M sねつと	奈良市富雄元町 一―二二―一二 タワー・ア・ ラ・モード五〇	モコモコ	奈良市法蓮町 四三三―一 グローリー新 大宮一階	放課後等デ イサービス	平成二十 五年十一 月三十日